

平成 22 年 8 月 30 日

各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 31 番 12 号
株式会社ユニテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員
重 松 理
(コード番号：7606 東証第一部)

問合わせ先

計画管理室長 丹 智 司
電 話 番 号 03-5785-6637

自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、従前より、株主価値の極大化を経営の重要課題として認識し、増配・株式分割、自己株式取得ならびに消却等の方策により株主に対する利益還元を行うとともに、株式市場での評価を高め、株式時価総額の極大化を図ることにより、株主価値を高めていくことに努めております。また、経営環境・業績の状況等を勘案し、今後の新規出店投資ならびに成長事業への設備投資資金等に充当するために必要な内部留保とのバランスを配慮するとともに、利益水準及び配当性向についても念頭におき、株主の皆様に対する利益還元の充実を図っております。

このように当社は、資本効率の向上と株主への一層の利益還元、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にする方策の一つとして、自己株式の取得を実施することをおこなってより検討しておりましたところ、平成 22 年 7 月頃、当社の筆頭株主である株式会社エービーシー・マートとの間の協議の中で、同社が保有する当社普通株式（平成 22 年 3 月 31 日現在の保有株式数 10,400,200 株。発行済株式総数に対するその保有する割合は、24.30%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を売却し、資本関係を解消する意向を有している旨が同社より示されました。

これを受け、当社は、当社の経営方針や事業計画、財務状況等を踏まえて慎重に検討をした結果、株式会社エービーシー・マートが保有する当社普通株式が市場で売却された場合に当社普通株式の市場株価に生じる影響や、今回の自己株式取得を行うことにより当社の ROE や 1 株当たり利益が向上する見込みが存すること、一定の借入を行った上で自己株式取得をしたと

しても、当社の現状の設備投資計画や配当方針に特に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性が維持される見込みであること、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当該取得が当社の資本効率を高めるとともに、株主に対する総合的な利益還元につながるものと判断いたしました。

その上で、自己株式の具体的な取得方法について検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が適切であると判断し、平成 22 年 8 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性確保の観点、中長期的な資本政策の観点等から、10,700,000 株（平成 22 年 8 月 30 日現在の当社の発行済株式総数の 25.00%）を上限とすることとしております。

本公開買付けの決済資金としては、最大で 10,800 百万円の借入金を調達し、その全額を本公開買付けの買付け等に要する資金等に充当する予定であり、本公開買付けにより当社が買付予定数の上限の株式を取得する場合には、当該借入金の総額は最大で 10,800 百万円となりますが、その場合でも、当社の現状の設備投資計画や配当方針に特に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の財務の健全性及び安定性は維持されると見込んでおります。

なお、当社は、株式会社エービーシー・マートとの間で、平成 22 年 8 月 30 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、その保有する当社普通株式全部（10,400,200 株）を本公開買付けに応募することなどを内容とする覚書を締結しております。同覚書においては、当社が同覚書上の義務を履行していること及び第三者により本公開買付けに比し特に有利な条件が付された当社発行に係る株式に対する公開買付けが開始されていないことが応募の義務の履行の前提条件とされ、また、当社が同覚書上の義務に違反した場合及び上記の第三者による当社発行に係る株式に対する公開買付けが開始された場合が応募の撤回可能事由とされております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の詳細については現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	10,700,000株（上限）	10,700,000,000円（上限）

（注 1）発行済株式の総数 42,800,000 株

（注 2）発行済株式総数に対する割合 25.00%

（注 3）取得する期間 平成 22 年 8 月 31 日から平成 22 年 11 月 8 日まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 22 年 8 月 31 日（火曜日）から平成 22 年 9 月 29 日（水曜日）まで（20 営業日）

公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 22 年 8 月 31 日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,000 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本買付価格」といいます。）の算定に際しては、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の客観性及び明確性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動も考慮するのが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第 1 部における、本公開買付けの実施を決議した平成 22 年 8 月 30 日の取締役会決議の前営業日（同年 8 月 27 日）の当社普通株式の終値 1,132 円、同年 8 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,148 円（小数点以下を四捨五入）、及び同年 8 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,093 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることにいたしました。

また、当社は、本買付価格を決定するに際して参考とするため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである G C A サヴィアン株式会社（以下「G C A サヴィアン」といいます。）に、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 8 月 30 日付で株式価値算定報告書を取得いたしました。G C A サヴィアンは、株式価値算定報告書において、市場株価法及び D C F 法を使用して当社普通株式の株式価値を算定しております。具体的には、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法によれば、平成 22 年 8 月 27 日を基準とした過去 1 ヶ月間及び過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第 1 部における当社普通株式の終値の単純平均値から 1,093 円～1,148 円とされており、また、D C F 法によれば、当社が現状の枠組みを守ることを前提とした経営戦略を進めること

によって期待する今後の財務計画値及びそのストレスシナリオを基に算出される当社の将来の期待キャッシュフローの割引現在価値を基に 1,167 円～2,737 円とされております。

さらに、当社は、株式会社エービーシー・マートとの協議及び当社の事業や財務状況等をも踏まえ、本買付価格を 1,000 円とすることといたしました。

なお、本買付価格である 1,000 円は、東京証券取引所市場第 1 部における、本公開買付けの実施を決議した平成 22 年 8 月 30 日の取締役会決議の前営業日（同年 8 月 27 日）の当社普通株式の終値 1,132 円から 11.66%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 8 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,148 円（小数点以下を四捨五入）から 12.89%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 8 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,093 円（小数点以下を四捨五入）から 8.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額となります。

算定の経緯

当社は、従前より、株主価値の極大化を経営の重要課題として認識し、増配・株式分割、自己株式取得ならびに消却等の方策により株主に対する利益還元を行うとともに、株式市場での評価を高め、株式時価総額の極大化を図ることにより、株主価値を高めていくことに努めております。また、経営環境・業績の状況等を勘案し、今後の新規出店投資ならびに成長事業への設備投資資金等に充当するために必要な内部留保とのバランスを配慮するとともに、利益水準及び配当性向についても念頭におき、株主の皆様に対する利益還元の充実を図っております。

このように当社は、資本効率の向上と株主への一層の利益還元、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にする方策の一つとして、自己株式の取得を実施することをかねてより検討しておりましたところ、平成 22 年 7 月頃、当社の筆頭株主である株式会社エービーシー・マートとの間の協議の中で、同社が保有する当社普通株式を売却し、資本関係を解消する意向を有している旨が同社より示されました。

これを受け、当社は、当社の経営方針や事業計画、財務状況等を踏まえて慎重に検討をした結果、株式会社エービーシー・マートが保有する当社普通株式が市場で売却された場合に当社普通株式の市場株価に生じる影響や、今回の自己株式取得を行うことにより当社の ROE や 1 株当たり利益が向上する見込みが存すること、一定の借入を行った上で自己株式取得をしたとしても、当社の現状の設備投資計画や配当方針に特に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性が維持される見込みであること、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当該取得が当社の資本効率を高めるとともに、株主に対する総合的な利益還元につながるものと判断いたしました。

その上で、当社は、自己株式の具体的な取得方法について検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本買付価格については、当社は、基準の客観性及び明確性等を重視し、当社普通株式

の市場価格を基礎としつつ、資産の社外流出をできる限り抑えるという観点も踏まえ、市場価格から一定のディスカウントを行った価格とすることといたしました。

また、当社は、本買付価格を決定するに際して参考とするため、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンから、平成22年8月30日付で株式価値算定報告書を取得いたしました。GCAサヴィアンは、株式価値算定報告書において、市場株価法及びDCF法を使用して当社普通株式の株式価値を算定しております。具体的には、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法によれば、平成22年8月27日を基準とした過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第1部における当社普通株式の終値の単純平均値から1,093円～1,148円とされており、また、DCF法によれば、当社が現状の枠組みを守ることを前提とした経営戦略を進めることによって期待する今後の財務計画値及びそのストレスシナリオを基に算出される当社の将来の期待キャッシュフローの割引現在価値を基に1,167円～2,737円とされております。

さらに、当社は、株式会社エービーシー・マートとの協議及び当社の事業や財務状況等をも踏まえ、本買付価格を1,000円とすることといたしました。

なお、本買付価格は、東京証券取引所市場第1部における、本公開買付けの実施を決議した平成22年8月30日の取締役会決議の前営業日(同年8月27日)の当社普通株式の終値1,132円から11.66%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年8月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,148円(小数点以下を四捨五入)から12.89%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年8月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,093円(小数点以下を四捨五入)から8.51%(小数点以下第三位を四捨五入)、それぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は、株式会社エービーシー・マートとの間で、平成22年8月30日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、その保有する当社普通株式全部(10,400,200株)を本公開買付けに応募することなどを内容とする覚書を締結しております。同覚書においては、当社が同覚書上の義務を履行していること、及び第三者により、本公開買付けに比し特に有利な条件が付された当社発行に係る株式に対する公開買付けが開始されていないことが応募の義務の履行の前提条件とされ、また、当社が同覚書上の義務に違反した場合、及び上記の第三者による当社発行に係る株式に対する公開買付けが開始された場合が応募の撤回可能事由とされております。

(4) 買付予定の株券等の数

種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,700,000株	株	10,700,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(10,700,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(10,700,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定

するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、当社は、法令の手續に従い当該株式を買い取ります。

(5) 買付け等に要する資金

10,743,000,000 円

(注1) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積り額の合計です。

(注2) 本公開買付けの決済資金としては、最大で 10,800 百万円の借入金を調達し、その全額を本公開買付けの買付け等に要する資金等に充当する予定であり、本公開買付けにより当社が買付予定数の上限の株式を取得する場合には、当該借入金の総額は最大で 10,800 百万円となりますが、その場合でも、当社の現状の設備投資計画や配当方針に特に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の財務の健全性及び安定性が維持されると見込んでおります。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

決済の開始日

平成 22 年 10 月 7 日 (木曜日)

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その差額の7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成22年9月29日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成22年10月6日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社の筆頭株主である株式会社エーピーシー・マートは、当社普通株式10,400,200株（平成22年3月31日現在）（その保有する割合は、当社発行済株式数の24.30%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を保有しておりますが、当社は同社との間で、平成22年8月30日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募することなどを内容とする覚書を締結しております。同覚書においては、当社が同覚書上の義務を履行していること、及び第三者により、本公開買付けに比し特に有利な条件が付された当社発行に係る株式に対する公開買付けが開始されていないことが応募の義務の履行の前提条件とされ、また、当社が同覚書上

の義務に違反した場合、及び上記の第三者による当社発行に係る株式に対する公開買付けが開始された場合が応募の撤回可能事由とされております。

(ご参考) 平成 22 年 8 月 30 日時点の保有自己株式数

発行済株式総数 (自己株式を除く。) 42,222,430 株

自己株式数 577,570 株

以上